

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (略) (作業実施基準) 第67条の4 石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第2条第11項</u>に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。次項において同じ。）に係る基準（以下「作業実施基準」という。）は、規則で定める。 2 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準を遵守しなければならない。 (略)	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (略) (作業実施基準) 第67条の4 石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第2条第12項</u>に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。次項において同じ。）に係る基準（以下「作業実施基準」という。）は、規則で定める。 2 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準を遵守しなければならない。 (略)